

# 建設住宅性能評価業務約款

## 第一条(目的)

この約款は、株式会社確認検査機構トラスト(以下「当機関」という)の建設住宅性能評価業務に関する基本的事項を定めるものです。

## 第二条(性能表示事項)

本業務により評価する性能表示項目は、「日本住宅性能表示基準」第4の1による別表の(い)に掲げるもの全てとします。ただし、性能を表示しようとする住宅が(ろ)項に掲げる適用範囲に該当しないものは除きます。

## 第三条(申請者の協力義務)

当機関に本業務を依頼した者は、(以下「申請者」という)は当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければなりません。

2. 申請者は当社の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力しなければなりません。

3. 申請者は当社の評価員の求めに応じ、建設住宅性能評価の対象となる住宅の検査に立ち会わなくてはなりません。

## 第四条(評価料金)

本業務の評価料金は、当機関が定める「住宅性能評価業務規定」の性能評価料金表によるものとする。ただし、性能評価料金表によらない場合は、申請前に当機関から申請者に見積書を発行します。

2. 前項の評価料金の支払い期日及び支払方法については、引受承諾書に記載のとおりとします。

## 第五条(評価業務の期日)

当機関が、建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という)は、最終の現場検査を実施した日(当該現場検査において不適格な箇所があった場合は、その確認のための再検査日、又は記録確認日)から1カ月を経過する日とする。

2. 申請者の非協力、評価料金の未払い、第三者の妨害、天災その他当機関に帰属することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できます。

3. 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しない時は、業務期日を延期する事ができます。

## 第六条(契約の解除及び損害賠償)

建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されます。

2. 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知する事により当該契約を解除することができます。

3. 前項により、申請者が契約を解除した場合は、既に収納した評価料金は返還しません。

4. 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求するとともに、生じた損害の賠償を請求することができます。

5. 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払い期日までに支払われないこと、その他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができます。

6. 前項により、契約を解除した場合は、当機関は申請者に対し一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができます。

## 第七条(当機関が負う責任)

当該契約による建設住宅性能評価は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではありません。

2. 当該契約による建設住宅性能評価は、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではありません。

3. 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、当機関は建設住宅性能評価の結果について責任を負いません